

議案第21号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年葛飾区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第6条第3項中「基準」の次に「となるべき職務の内容」を加え、「人事委員会の承認を得て葛飾区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める」を「別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改め、「職を」の次に「前項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第7条の見出し中「、昇格及び昇給」を「及び昇格昇給等」に改め、同条第1項中「教育委員会規則」を「葛飾区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改め、同条第7項中「まで」の次に「及び第6項」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和30年葛飾区条例第13号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第7条の3中「第7条第6項」を「第7条第7項」に改める。

第15条第2項第2号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第24条第1項第4号中「（昭和30年葛飾区条例第13号）第2条」を「第2条第1項」に

改める。

第29条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	教諭の職務
2級	主任教諭の職務
3級	副園長の職務
4級	園長の職務

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（降給の場合における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年葛飾区条例第9号）付則第4項及び第5項の規定により特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものの改正後の第7条第6項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。